平成２１年（フ）第８６２８号
東京都墨田区向島５丁目21番７号
破産者　有限会社菅井
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６２９号
東京都墨田区向島５丁目21－７
破産者　菅井　淳子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７４２号
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田1027番地
破産者　エム・アイ・サッシ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７４３号
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井710－50－２－104
破産者　五十嵐匡子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８６１号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８－８
破産者　稲垣　寛樹
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８９５号
東京都足立区東和３丁目６番６号
破産者　有限会社ニィーズ
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８９６号
東京都調布市深大寺東町６丁目39―13
破産者　針谷哲こと　金　　哲
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９３６号
神奈川県横浜市泉区緑園３丁目２番地８
破産者　エース・プロデュース株式会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９３７号
東京都荒川区南千住６丁目37－９－301、開始決定時の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区西久保町１－４　西久保町公園ハイツ１号棟529号室
破産者　高松　聖子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９４７号
神奈川県厚木市恩名１丁目７番32号
破産者　株式会社ＭＫカーゴワーク
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９４８号
神奈川県厚木市妻田北２丁目９―15―305
破産者　渡部　勝広
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９７５号
東京都新宿区高田馬場４丁目10番８号
破産者　株式会社クリエイティブアシスト
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９７６号
東京都新宿区下落合１丁目５－10―812
破産者　吉田　　毅
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９９６号
千葉県市川市菅野１丁目18―12－Ａ－１
破産者　三浦　良一
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３１６号
千葉県千葉市若葉区若松町442－２－202
破産者　小柳　哲也
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３１７号
愛媛県松山市竹原３丁目４－５
破産者　芝　千鶴子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４５３号
埼玉県さいたま市南区辻２丁目18―12
破産者　磯　惠美子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６６６号
東京都江東区東砂４丁目12―11―202
破産者　眞関　澄夫
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６６７号
東京都江東区東砂４丁目12―11―202
破産者　眞関サトニナこと　マセキ　サトニナモラレス
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６９２号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１－68―25、住民票上の住所東京都新宿区下落合１丁目８－１－401
破産者　羽切　　勝
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６９３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１－68―25、住民票上の住所東京都新宿区下落合１丁目８－１－401
破産者　羽切紀美子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部